

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年8月 21 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000077 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000040 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成5年2月22日から同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

平成5年2月22日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成5年2月22日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年2月22日から同年3月1日まで

ねんきん定期便が送られてきたので確認したところ、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が違っていた。A社には、平成5年2月末日まで勤務していたはずである。雇用保険の離職票を提出するので、請求期間について、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された雇用保険被保険者離職票（以下「離職票」という。）－2により、請求者のA社における雇用保険の離職年月日は平成5年2月28日、離職理由は契約期間満了の為であることが確認できる。

また、離職票－2により、平成5年2月1日から同年2月28日までの賃金額は、平成4年10月1日から平成5年1月31日までの各雇用保険被保険者算定期間の賃金額と同額であることが確認できるほか、同票の職業安定所記載欄には、「労働者名簿、出勤簿、賃金台帳 確認済」とあることから、請求者は、請求期間にA社に継続して勤務し、同社から給与の支払を受けていることが認められる。

さらに、A社の元事業主は、上記離職票－2を確認した上で、同社は平成7年に倒産したため資料はないが、請求者は、請求者の主張どおり、契約期間満了日である平成5年2月28日まで勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したはずである旨回答しているほか、同僚の一人は、月末退職の場合は、当該月の厚生年金保険料を給与から控除していたはず

である旨回答していることから判断すると、請求者は、厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により、控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、離職票－2の賃金額及び請求者のオンライン記録における平成5年1月の標準報酬月額の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、元事業主は、A社は平成7年に倒産したため資料はなく、不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000076 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000041 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から昭和 51 年 8 月 1 日まで

求人広告を見て A 社に入社し、厚生年金保険に加入していたが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録より、請求者は昭和 50 年 10 月 1 日から昭和 51 年 7 月 31 日までの期間について、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険オンラインシステムによる事業所検索及び事業所名簿検索結果によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A 社の閉鎖登記簿謄本によると、当該事業所は、昭和 59 年 12 月 2 日に解散し、請求期間当時の事業主及び役員の一人は既に亡くなっている、ほかの役員からも回答を得られないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 社の複数の役員において雇用保険の加入記録が確認できるものの、これらの者においていずれも当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、請求者が請求期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料もなく、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。